

第四十八回国 参議院 地方行政委員会 會議録第十五号

昭和四十年三月十八日(木曜日)

午前十時二十五分開会

事務局側

常任委員会専門 鈴木 武君

委員の異動

三月十七日

辞任

和田 鶴一君

補欠選任

小林 武治君

出席者は左のとおり。

委員長 天坊 裕彦君
理事 西郷吉之助君
竹中 恒夫君
林 虎雄君

委員

井川 伊平君
大野秀次郎君
齋藤 昇君
沢田 一精君
高野 一夫君
中野 文門君
鈴木 壽君
松本 賢一君
二宮 文造君
市川 房枝君

國務大臣

自治 大臣

吉武 恵市君

政府委員

自治大臣官房長 松島 五郎君
自治大臣官房参事官 山本壯一郎君
自治省財政局長 柴田 護君
消防庁長官 松村 清之君
消防庁次長 川合 武君

事務局側

常任委員会専門 鈴木 武君

本日の会議に付した案件

○地方行政連絡会議法案(第四十六回国会内閣提出、第四十八回国会衆議院送付)

○新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に関する法律案(内閣送付、予備審査)

○地方行政の改革に関する調査(昭和四十年年度地方財政計画に関する件)

○消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(天坊裕彦君) ただいまから地方行政委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

十七日付、和田鶴一君が辞任され、小林武治君が選任されました。

○委員長(天坊裕彦君) 地方行政連絡会議法案を議題といたします。

前回質疑は終局いたしておりますので、これより討論を行ないます。

御意見のおありの方は賛否を明らかにしてお述べを願います。

別に御意見もないようでございますので、討論は終局したものと認め、これより採決を行ないます。

地方行政連絡会議法案全部を問題に供します。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を願います。

【賛成者挙手】

○委員長(天坊裕彦君) 多数であります。よって本案は多数をもって可決すべきものと決定いたしました。

なお、本案の審査報告書につきましては、先例により、委員長に御一任願います。

○委員長(天坊裕彦君) 次に、新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に関する法律案を議題といたします。

提案理由の説明を願います。吉武自治大臣。

○國務大臣(吉武恵市君) ただいま議題となりました新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に関する法律案の提案理由とその要旨を御説明いたします。

御承知のとおり、地域格差の是正対策の一環として、さきに新産業都市建設促進法及び工業整備特別地域整備促進法が制定され、これら二つの法律に基づく基本計画は、それぞれ昨年末及び今春に内閣総理大臣の承認を受け、または近く受けるものと予想され、いよいよ具体的計画を実施する段階となった次第であります。

これらに要する事業費は、関係十九地区二十道県を通じて、昭和五十年までに総額六兆三千億に及び、これに伴う関係地方公共団体の財政負担は膨大となることとが予想されるのであります。

これらの公共投資を集約的かつ短期間に行なうことに伴い、地方負担が急激に増大し、しかもこれらの対象地域における関係地方公共団体の財政力も十分でない事情を勘案いたしますと、これらの地方負担に対し、国が国家的見地に立つて財政上の特別措置を講ずる必要があるものであります。

よって、今回、この法律により、可及的に必要な援助措置を定め、もって新産業都市の建設並びに工業整備特別地域の整備の促進に資することといたしたい所存であります。

以上が本法律案の提案の理由であります。次に、本法律案の内容の要旨につきまして御説明いたします。

第一は、地方債の利子補給であります。

国は、都道府県に対して、新産業都市建設基本計画または工業整備特別地域整備基本計画に基づいて行なわれる国の直轄事業または国庫補助事業のうち、住宅、道路、港湾等基幹的な施設の整備にかかわる事業に要する経費について、その都道府県の通常の負担額をこえる負担額を支出するためその財源に充てるものとして発行を許可された地方債に対し、その利子支払い額の一部を補給することといたしました。

この利子補給は、地方債の利子支払い額のうち、年利三分五厘をこえる部分を、年利八分までを限度として補給することといたしました。

なお、そのために増加を要する地方債については、別途地方債計画に特掲いたすことといたしました。

第二は、国の負担割合の特例であります。

新産業都市建設基本計画または工業整備特別地域整備基本計画に基づいて行なわれる市町村にかかわる国の直轄事業または国庫補助事業のうち、住宅、道路、港湾、下水道、教育施設及び厚生施設等、基幹的な施設の整備にかかる事業について、市町村に対する国の負担割合を引き上げることといたしました。

その引き上げ方法は、ただいま申しました事業に要する経費を支出するため関係市町村の負担額が標準的な負担額を超過する場合におきまして、当該市町村の財政力を勘案しつつ、当該超過額に応じて国の負担割合を最高二割五分を限度として逐次引き上げることといたしました。

この場合におきまして関係市町村の負担割合が百分の二十未満となるときは、最低百分の二十は市町村が負担することとなるように国の負担割合を定めることといたしております。

なお、関係市町村のうち財政再建団体であるものに對する国の負担割合は、地方財政再建促進特別措置法の規定による国の負担割合とこの法律に

よる国の負担割合とを比較いたしましたして、いずれも高い国の負担割合によることとし、また、北海道の区域における関係市町村に対する国の負担割合は、北海道以外の区域における通常の国の負担割合を、先ほど申し上げました方法によって引き上げた国の負担割合と現行の北海道の区域における国の負担割合とを比較して、いずれも高い国の負担割合によることといたしました。

第三は、これらの措置の適用期間であります。地方債の利子補給は、昭和四十年から昭和五十年までの各年度において起こされた地方債について、昭和四十年から昭和五十五年までの各年度において支払われる利子について行なうこととし、国の負担割合の特例は、昭和四十年から昭和五十年までの各年度において行なわれる事業について行なうことといたしました。

なお、これらの諸措置とあわせて、後進地域の開発に関する公共事業にかかる国の負担割合の特例に関する法律の一部を改正して、新たに空港及び農地にかかる事業を同法の対象事業に加える等、関係法律に所要の改正を行なうことといたしました。

以上が新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に関する法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(天坊裕彦君) 本案についての質疑は後日に譲りたいと存じます。

○委員長(天坊裕彦君) 次に、地方行政の改革に関する調査をいたしまして、昭和四十年地方財政計画に関する件を議題といたします。

まず、自治大臣から概要の説明を願います。

○国務大臣(吉武恵市君) ただいま配付いたしました、昭和四十年地方財政計画につきまして、その概要を御説明申し上げます。

昭和四十年の地方財政計画の策定にあたりましては、国と同一の基調に立脚し、経費の重点

化、効率化をはかることにより、健全均衡財政を堅持しつつ、社会開発を推進し、地方行政水準の一層の向上をはかることを目標といたしました。

すなわち、計画策定の具体的方針といたしましたは、

第一に、地方税負担の軽減、合理化を推進しつつ地方財源を充実して地方財政の健全化と地方行政水準の引き上げをはかるため、(1)地方交付税を〇・六%引き上げて二九・五%とし、(2)前年度に引き続き、住民税負担の軽減を行なうこととし、これによる減収については、市町村民税臨時減税補てん債により補てんし、(3)新たに、石油ガスを譲与税を創設し、自動車税及び軽自動車税の税率を改定するとともに、法人税の税率引き下げによる減収を回避するため、住民税、法人税割りの税率について所要の調整を行なうことといたしました。

第二に、経済の高度成長に伴って生じたひずみを是正し、社会開発を推進して調和のとれた社会の発展を期するため、(1)地域開発を促進して地域格差の是正をはかるため、新産業都市の建設等の事業に対する国の財政援助措置を確立するとともに、(2)住宅、上下水道等の生活基盤施設の整備を促進するため必要な地方債を確保し、(3)過密化した大都市の開発を促進するため必要な地方債資金の増額をはかり、さらに(4)地方交付税制度を改正し、前年度に引き続き財政力の貧弱な地方団体の財源を充実することといたしました。

第三に、地方公営企業等の健全化に資するため、地方債の充実等、所要の措置を講ずることといたしました。

以上の方針のもとに、昭和四十年地方財政計画を策定いたしました結果、歳入歳出規模は、三兆六千二百一十一億円となり、昭和三十九年度に比較して四千七百四十億円の増加となります。

次に、歳入及び歳出のおもな内容について御説明申し上げます。

第一に、歳入について申し上げます。

その一は、地方税収入であります。ただいま申し上げましたとおり、地方税負担の軽減、合理化をはかるため、前年度に引き続き市町村民税の課税方式を本文方式に統一するとともに、準拠税率制度を標準税率制度に改めることとし、昭和四十年において、さらに百五十億円程度の減税を行なうことといたしました。また、個人事業税の事業主控除を現行二十二万円から二十四万円に引き上げるとともに、電気ガス税の免税点現行月額三百円を電気について四百円、ガスについて五百円にそれぞれ引き上げ、中小所得者等の負担の軽減をはかることといたしました。

さらに、道路交通の現状にかんがみ、自家用乗用車、営業用普通乗用車及び主として観光貸し切り用のバスにかかる自動車税の税率並びに四輪以上の乗用軽自動車にかかる軽自動車税の税率を引き上げ、負担の合理化をはかることといたしました。

なお、法人税の税率引き下げに伴う住民税、法人税割りの減収を回避するため、所要の調整措置を講ずることといたしました。

この結果、自然増収額を含めて地方税収入は前年度に比し二千四百五十五億円の増加となり、総額は一兆四千九百十八億円と見込まれるのであります。

その二は、地方譲与税であります。

昭和四十年から自動車用石油液化ガスに對し、国税として石油ガス税が課されることとなり、したが、その性格にかんがみ収入額の二分の一を石油ガス譲与税として地方団体に譲与することといたしました。

この結果、自然増収額を含めて地方譲与税は前年度に比し七十六億円増加し、総額は五百二十八億円となります。

その三は、地方交付税であります。

明年度の地方財政は、経済の動向から地方税をはじめとして、地方歳入の伸びが鈍化する反面、給与費、公債費、社会保障費等の義務的経費が増高するため、地方交付税率を〇・六%引き上げて

二九・五%とすることにより、地方財源の充実に資することといたしました。

この結果、明年度の地方交付税の総額は七千三百三十二億円となり、前年に比較して七百八十一億円の増となります。

その四は、国庫支出金であります。

国庫支出金は、義務教育職員給与費国庫負担金二百九十七億円の増、その他の普通補助負担金四百四十五億円の増、公共事業費補助負担金五百六十億円の増、失業対策事業費補助負担金の増十四億円の増、国有提供施設等所在市町村助成交付金の増五千万円、合計三千三百十六億円増加し、総額九千九百十億円となっております。なお、新産業都市の建設事業のうち市町村が実施するものにつきましては、一定の基準により国庫補助負担金のかさ上げ措置を昭和四十年から実施することといたしました。

その五は、地方債であります。

地方債につきましては、すでに申し述べました方針に基づき地方債計画を策定いたしました。昭和四十年における地方債の発行予定額は、四千八百四十九億円で、前年度と比較して八百六十五億円の増となります。このうち地方財政計画に算入いたしますのは、一般会計債の千三百九十八億円、特別地方債のうちの一般会計分二百三十二億円、合計千六百三十億円であり、昭和三十九年度に比較して三百二十六億円の増加となっております。この中には、市町村民税臨時減税補てん債の増百十二億円及び道府県が行なう新産業都市建設事業等に対する特別債四十億円を含んでおります。

その六は、使用料、手数料及び雑収入であります。

使用料、手数料及び雑収入につきましては、経済成長率等を勘案して、総額を千九百七十三億円と前年度に比較して百九十六億円の増加を見込んでおります。

第二は、歳出であります。

その一は、給与関係費であります。

給与費につきましては、(1)給与改定の平年度化に伴う経費、(2)高等学校の教職員及び警察官の増員並びに制度改正等に伴う職員の増加に要する経費等を見込み、総額一兆三千七百二十二億円、前年度に比し、千八百四十七億円の増加となっております。

その二は、一般行政経費であります。

この一般行政経費のうち(1)国庫補助負担金を伴う経費は、総額四千三百三十五億円と見込まれ、前年度に比し、六百十六億円増加いたしました。これは生活保護費、結核医療費、児童保護費、精神衛生費、農業構造改善事業費、中小企業近代化促進費等、国庫予算の増加に伴い増加を見たものであります。(2)国庫補助負担金を伴わない経費は、一般行政事務の増加等の事情を勘案して算定いたしました結果、前年度に比し三百六十億円増加し、総額三千二百八十六億円となっております。

その三は、公債費であります。

公債費につきましては、既発行の地方債の昭和三十九年度末現償額及び昭和四十年新規発行予定額を基礎として算定した結果、前年度に比し百九十二億円増加し、総額千三百三十五億円となっております。

その四は、維持補修費であります。

道路、橋梁、校舎、その他公用公共施設の維持補修費につきましては、単価の上昇、施設の増加等の事情を考慮して算定いたしました結果、前年度に比し百十億円増加し、その総額は九百二億円となっております。

その五は、投資的経費についてであります。

(1)まず、国の直轄事業に伴う地方公共団体の負担金は、前年度に比し三十三億円増加し、五百三十九億円を計上いたしました。(2)次に、国庫補助負担金を伴うものにつきましては、道路整備事業費、治山治水事業費、港湾整備事業費、住宅対策費、公立文教施設費等の増加により、前年度に比し八百九十八億円の増加となり、総額は七千五百九十四億円と見込まれます。(3)国庫補助負担金を伴わない地方単独の事業費につきましては、産業経済

の発達と国民生活水準の向上に即応することができよう道路、その他の産業基盤施設、高等学校等の文教施設、住宅等の整備に要する経費を中心として増額をはかりました結果、前年度に比し、六百六十五億円の増加となり、その規模は、四千八百四十四億円となったのであります。なお、道路整備五カ年計画をはじめとして、治山治水五カ年計画、港湾整備五カ年計画、生活環境施設整備五カ年計画において、地方単独事業は重要な役割をになうことになっておりますので、これらも勘案の上、地方財政計画上の単独事業を行政目的別に示すことにより、地方団体における財政運営の指針とすることとしたのであります。

これを要するに、昭和四十年年度の地方財政は、その環境のきびしさをも反映して、特に慎重な運営が必要であると考えられます。政府としては、地方団体においても極力財源を確保し、経費の重点化、効率化を通じてその財政の健全化をはかりつつ、必要行政水準の向上、社会開発の推進に努力することを期待するとともに、その指導に遺憾のないようにしてまいりたいと思っております。

○委員長(天坊裕彦君) 続いて補足説明を願います。柴田財政局長。

○政府委員(柴田護君) 昭和四十年年度地方財政計画につきましては、大臣の説明を補足して御説明をいたしたいと思っております。お手元にございます「昭和四十年年度地方財政計画の説明」に従いまして御説明をいたしてまいりたいと思っております。

最初に歳入でございます。第一表でございます。第二ページであります。歳入の全般につきまして簡単に申し上げます。

歳入総額は四千七百四十億の増加でございます。そのうち一番大きいのは地方税の二千四百五十億でございます。これは前年度に比べまして若干減っております。昭和三十八年度対三十九年度の増収の伸びは二千三百二十一億でございます。したので、伸び率におきまして二・一・九%でございます。これが一五・八%に落ちております。これは経済の状況の変化等に基づくものでございまして、歳入の増加、税収入の確保等につきましては万端の手段を尽くしましたが、なおかつ伸び率が減ってまいっております。

それから地方譲与税につきましては、これもまた前年度の伸び率二・六・四%に對しまして一六・八%と伸び率が鈍化したしております。

交付税につきましては、前年度は八百四十八億円でございましたが、これが七百八十一億円と、これも鈍化したしております。

交付税の計算はお手元の資料の八ページにございまして、国税三税を二兆四千三百三十八億円と計算をいたしまして、これの二・九・五%七百二十億円でございます。これに精算分の増減四十一億円を加えて七千六百六十一億円、これから返還金三十三億円、この三十億円と申しますのは、昨年の補正、三十九年度の補正におきまして交付税譲与税特別会計におきまして借り入れしました百五十億円の昭和四十年年度における返済分でございます。

これを差し引きまして七千三百三十一億円になるわけでございますが、財政計画上は、昨年度は前年度からの繰り越しが百三十六億円ございました。この部分が四十年度におきましてはなくなっておりますので、その部分が落ちてまいるわけでございまして、したがって、前年度の増加額に比べますならば約六十億円減ということになってまいります。

国庫支出金の増加額は千三百十六億円でございまして、この額は、三十九年度計画の増加額千三百七十億円に比べますと約六十億円程度の減でございます。

地方債は三百二十六億円の増でございますが、この中には減税補てん債の第二年度分百十二億円の増加が含まれておりますので、前年度に比べますと増加いたしております。

使用料、手数料、雑収入につきましては、それぞれ経済成長率を基礎にいたしまして算定いたしました結果、一・一%の伸びを示しております。

三ページにまいりまして、歳出でございます。歳出のうち一番大きく伸びておりますのが

給与関係経費千八百四十七億円の増加であります。これは前年度の給与関係経費の増加額千四百四億に比しまして大幅に伸びておりますが、これは昨年度行なわれました給与改定の平年度化に伴うものでございます。なお、伸長率は三十九年度計画におきましては一四・三%でございますが、これが一六・五%となっております。

一般行政経費におきまして、前年度の増加額千五百五十六億円に對しまして、九百七十六億円と、減少となっておりますが、これも伸び率が前年度二・三%、これに對しまして一五・一%と減少いたしております。これは生活保護費その他の国庫補助負担金を伴いますものについての経費につきましての伸び率の鈍化もその原因でございます。なお、国庫補助負担金を伴わない、いわゆる単独事業につきましては、昨年度の増加額が三百七十五億円でございましたので、ほとんどこれはかわりございません。なお、この中には、一般会計から特別会計――主として病院会計並びに下水道会計でございますが――準公営企業に對します繰り出し金といたしまして百二十二億円を計上いたしております。それからこの繰り出し金につきましては、投資的経費の中の国庫補助負担金を伴わない単独事業の中にも繰り出し金を百七十八億円計上いたしておりますので、その両者合わせて約三百億であります。この一般行政経費の中の繰り出し金は、いわば病院会計、下水道会計経常系統に属するものであります。国庫補助負担金を伴わないものの投資的経費に属しておりますものについては、いわゆる出資金、資本充実のための繰り出しを予定いたしておるわけでございます。前年度はこの種の経費は百五十九億円でございましたので、これを約倍近く伸ばしまして、現在の公営企業、準公営企業の現状にかんがみまして、その間の調整をはかり、充実に資しようとしたのでございます。

それから公債費につきましては、前年度の九十九億円の伸びに對しまして、百九十二億円、大幅に伸びておりますが、これは公債費の計算方法に

若干変更を加えて、従来財政計画上の公債にかかる公債費を中心として計算をいたしてまいりました。ところが、ワケ外として、地方債計画外において消化されたもの、たとえば交付公債でございますとか、あるいはワケ外の繰越債でございますとか、こういうものにつきまして、公債としては変わりがないわけでございますので、これを公債費の中に算入することにいたしましたわけでございます。そのためのいわば一種の規模は正に関連して大きく伸びております。

維持補修費につきましては、これは砂利の単価等は正、それから一般の建物の維持補修費の単価の是正を行ないまして百十億円の増加と相なっております。

投資的経費につきましては、全般的に伸びが鈍化したしております。前年度はこの経費は二千二百二十八億円の増加でありました。伸び率は二四・四％でございますが、これが一四％、千六百十五億円に落ちております。これはいづれの事業におきまして、直轄事業負担金でも、国庫補助負担金を伴いますいわゆる公共事業におきましても単独事業におきましても、すべて同じ傾向でございます。ただ、単独事業につきましては、先ほど大臣からの御説明がありましたように、ことしから実は政府におきまして、各省で計画いたしましたおります各種の長期計画に合わせまして単独事業の自身を計画いたしました。その備考欄にあります内訳のうちで、治山治水、港湾、環境衛生、それぞれこれは五カ年計画に基づきます昭和四十年度分でございます。昭和四十年度において地方団体が実施されることを期待いたしております額であります。それから住宅、厚生施設、産業経済、教育、この部分につきましては、昨年実施いたしました各地方におきまして計画いたしました。その種の施設の拡充計画に基づきまして、それぞれの四十年度の実施見込み額の約八〇％の額を計上いたしました。最後の「その他」といいますのは、これは全く実績等をもとにした計算でありまして、いわゆるこの中には超過負担

分もございまして、あるいはまた足りない単独事業と称されるものもございまして、いろいろなものがござっております。総括的に従来の形を踏襲いたしております。

それから四ページにまいりまして、歳入歳出の構成比でございますが、これはもとが大きいうございまして、いままで申し上げましたような歳入歳出の特色が明確には出ておりません。比率といたしましては、歳入におきましては地方譲与税の比率が若干上がりまして、投資的経費の比率が若干落ちたというだけでございます。全般的な特徴といたしましては、一般財源の伸び幅と逆に、給与関係経費の増加額、増加率が大きいものであります。全体としては非常に財政計画自体におきましてもその弾力性が縮まった形になってまいっております。

五ページ、六ページ、七ページは、それぞれ税収入の内訳でございます。その中ごろに「税制改正による増減収額」というのがございまして、そのうちで「地方税法の改正によるもの」とところで、大きいものについて簡単に申し上げますと、道府県民税のうちで法人税割り、これにつきましては、国税減税に伴います法人税割りの減収を、税率の調整によって調整をするものでございます。事業税の十三億は事業主の控除の引き上げによるものでございます。自動車税の八十九億七千六百万円は、自動車税の税率の引き上げによるものでございます。固定資産税の特別収入九億、これは大規模償却資産の限度額の引き上げに伴います。府県に入りまして固定資産税が減少いたしまして、その部分でございまして、かわりに市町村関係ではこれがふえてまいります。六ページの市町村税関係では、法人税割りの十六億は、府県民税の法人税額と同じであります。それから軽自動車税につきましては、これは自動車税と同じでございます。電気ガス税につきましては、免税点の引き上げに伴います減収分でありまして、それから償却資産を申し忘れましたが、償却資産の七億八千四百万、これはいま申しました大規模償却資

産の限度額の引き上げに伴います増でございます。

それから国庫支出金の内訳は九ページ以下でございますが、本年度は国庫補助金、補助負担金の合理化につきましては、主として統合に重点が置かれておりまして、四十二件ばかりを十九件に統合をいたしております。廃止補助金等につきましては、あまり大きなものはないでございます。

十ページの地方債でございますが、地方債につきましては、十一ページ以下の地方債計画のうちで一般会計に属する部分千六百三十億を十ページの表にございまして、市町村民税減税に大きな変化をいたしまして、新産業都市建設事業債のワケが特別に置かれましたこと、並びに清掃事業を特別地方債へ移しまして、特別地方債の還元融資の仕組みを通じて清掃施設の急速な整備をはかるうといたしておりますことでございます。

それから十三ページにまいりまして、歳出の「増減事由」でございます。給与関係の一般財源増千五百二十二億、このうちの大きいものは、そこにございますように「人事院勧告に基づく給与改定の増」の平年度化であります。それから「昇給等に基づく増」は、従来の計算と同じであります。高等学校教員及び警察官の人員増、これは高校教員五千七百五十人、警察官は三千五百人でございます。

それから「その他」の欄で消防吏員の待遇改善、休日給、夜勤手当の新設に伴う増でございますが、七億であります。このうち休日給が四億、夜勤手当が三億でございます。それから社会福祉主事等の待遇改善。これは社会福祉主事の手当を、五％から二千五百円に上げました。これに伴います増でございます。それから「補助廃止に伴う一般財源振替」二十四億、このうち大きいのは教育一般補助金がなくなりまして三千五百七十七人を一般財源に振りかえる、この分が大きいうござい

それから一般行政経費につきましては、一般財源の増五百四十八億、これはそこにございますように、おもなるものは社会保障関係のものでございまして、その他では中小企業近代化促進費が大きいうございまして、その他の八十三億は、こまごましたものでございまして、それからその他の経費につきましては、大体先ほど御説明申し上げましたような計算のもとに出てまいりましたもので、中身はすでに御説明をいたしましたので、省略させていただきます。

なお、給与関係経費の人員でございますが、十五ページをちょっとお聞き願いますと、先般行ないました給与実態調査の結果に基づきまして必要な単価並びに人数を是正をいたしております。単価につきましては、給与実態調査の結果に基づきましてラスパイル方式によって計算をし直しました。人員につきましては十一万八千五百人を是正をする人員とされまして、この部分を新たに計画に計上することとしたのでござい

ます。その結果、財政計画上の人員は百七十五万八千九百九十一人ということになるわけでございます。このほかに公営企業関係の職員が二十四、五万おるといことになるわけでございます。大体以上で財政計画の補足説明を終わらしていただきます。

○委員長(天坊裕彦君) 本件につきましては後日に質疑を行なうことといたしたいと存じます。

○委員長(天坊裕彦君) 消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案を議題といたします。御質疑の方は順次御発言を願います。

○林虎雄君 最近頻発いたします火災は、引火度の早い石油類等が多く使用されることとなつたことが原因かどうか、大規模の火災はもとよりありますが、比較的小規模の火災も割合に死傷者が多くなつておるといふようなふうに感ぜられますけれども、消防庁の調査の結果、何か資料ございますか。

○政府委員(松村清之君) この昨年一例外年出しておりました消防白書、これは昭和三十八年度の統計でございますが、これによって見ましても、火災によります死傷者というものが十年前に比べて倍になっておるような数字が出ております。毎年毎年の死傷者の数というものは漸増していくとい、そういうことが数字の上にあらわれております。

○林虎雄君 結局この引火度の早いものが火災の原因になるようですから、爆発事故とか、そして火の回り方が早いということから、逃げおくれというようなことが、何といいますが、昔の火災とはほど火の燃える速度といいますが、そういうものが様相が変わってきたと見ていいわけですね。

○政府委員(松村清之君) 私が考えておりますのは、今日のその火災で死傷者の多い原因はいろいろあると思いますが、まずこの住宅事情というものがきわめて窮屈なことになっております。家が密集しておる、そうして一つの部屋にたくさんの方が住む、家の構造も非常に無理をして建てられておる、そこで、火が出ました場合に避難するところがきわめて困難だ、これがまず考えられるんじゃないかと思ひます。それからたゞいまお話をように、この中で火災の原因になりますものとして、最近におきましては油、石油、こういうものが原因になっておりますためにその火の回りが早い、それからまた、今日部屋の中にありますものにつきましても考えてみますと、化学繊維というようなものが非常に使われておりますために、有毒ガスというものの発生がある、こういったことが、私は今日この死傷者が従前に比して多くなつておるおもしろい原因ではないかと考えております。

○林虎雄君 ところで、やっぱり諸外国——諸外国といつてもアメリカもイギリスもドイツもフランスもありまして、そういう国々でも、一般の民間消防といふものはあるんですかね。

○政府委員(松村清之君) それはございませう。私は、日本は特に昔の江戸のなごりの消防といひますか、そういう伝統的なものが少ないんじゃないかと思ひました。まああるといふことで、よくわかつたのでありますけれども、どうも一般の民間人で組織されている消防の消防力といひますか、機械の伴う消防力といひますか、かなり国のほうでも機械化等を入れてきてはおりますけれども、なおかつまだ脆弱ではないかといふふうに思ひます。そこで、民間消防も、最近働き盛りの青壮年層といふものが少なく

○林虎雄君 ところで、やっぱり諸外国——諸外国といつてもアメリカもイギリスもドイツもフランスもありまして、そういう国々でも、一般の民間消防といふものはあるんですかね。

○政府委員(松村清之君) ちょっと資料を持っておりませんが、お話しのように、最近におきましては若い人たちが離村した傾向がありますし、また、離村したままでも隣の町あたりの工場に平素勤務しておられますので、若い層がだんだん消防から減つていっておるといふことは事実として見受けられます。したがって、お話の平均年齢といふものも高くなつておるのではないかと考えられますが、いま正確な資料がございませぬので……

○林虎雄君 いまお答えになりましたように、老朽化すといへば、少し言い過ぎかと思ひますけれども、そういう傾向はどうしても出てくると思ひます。火災のほうはどうも、何といひますか、先ほどお話をあつたように、油とか石油とかいふものが原因の火災が多くなり、したがって化学消防といひますか、そういう方向にかなり切りかえていかなければいけない状態にもかかわらず、民間消防力といふものは機械化もおくれておりまして、働く消防団の年齢層も年をとつておるといふふうには、十分に活躍がでないといふふうな傾向にあると思ひます。そこで、逐次常設消防といひますか、専門の消防にウエイトをかけていく、そのほうにできるだけ切りかえていくといふことが必要であり、また同時に、機械化をい

○政府委員(松村清之君) 消防庁といひましては、消防には常備体制であることが望ましいといふ考えで、先年消防組織法が改正されました、政令で指定します市町村には消防本部、消防署を置かなければならぬように改正されましたので、これに基づきまして、逐次消防本部、署を置くべき市町村を指定してきております。消防庁といひましては、全国三千五百の市町村の中で、市街地人口一百万以上ある市町村、と申しましても、市と町が大部分でございまして、これを消防本部、署を置くべきものと考えております。この数はざつと七百ばかりになります。そこで、この七百を指定することを目標といたしまして、昨年におきましては五百を指定いたしました。そうするとあと二百残つておるわけですが、このうち半数程度を近く指定することにいたしてあります。あと残りを来年あたりに指定いたしまして、目標の七百というものに消防本部、署の設置といふことを実現していきたい、こういうふうには考えております。

○林虎雄君 昨年の改正で、いまお説のようになつたと思ひますけれども、七百の市町村に対する消防署の設置等は、いまお話のように逐次指定をされておるようですが、さらにその内容、専門職の吏員の数をこれに沿つて増員していくといふお考えが当然あると思ひますが、その点どうですか。

○政府委員(松村清之君) これにつきましましては、もちろん、できるだけ消防に携わる専門の職員の増員といふことを考えてまいつておりまして、年々これは地方財政の上で措置するわけでございまして、ふやすようにつとめております。昭和四十年度におきましても、八千人ほど地方財政の上でふやす、こういう計画にいたしております。

○林虎雄君 四十年度の予算におきまして、消防施設等の補助金が二億四千万円ですかふえております。これは従来もポンプ等の近代化に必要な補助等を出しておつたと思ひますが、これはいなかへいきますと、まだまだ旧式のポンプなど使つておる所もあります。もちろん地勢等によつて、すべて自動車ポンプというわけにもいかないと思ひますけれども、それにかわるべきような機械化の必要があると思ひます。そこで、この補助金が今度増額されたわけですが、その内容はどんなぐ

き市町村を指定してきております。消防庁といひましては、全国三千五百の市町村の中で、市街地人口一百万以上ある市町村、と申しましても、市と町が大部分でございまして、これを消防本部、署を置くべきものと考えております。この数はざつと七百ばかりになります。そこで、この七百を指定することを目標といたしまして、昨年におきましては五百を指定いたしました。そうするとあと二百残つておるわけですが、このうち半数程度を近く指定することにいたしてあります。あと残りを来年あたりに指定いたしまして、目標の七百というものに消防本部、署の設置といふことを実現していきたい、こういうふうには考えております。

あいになっておりましようか、お聞きしたいと思
います。

○政府委員(松村清之君) 消防ポンプ等の消防施
設につきましての国の補助金は、従来七億円でござ
いました。これは三分の一の補助でございま
す。しかし、来年度の昭和四十年度におきまして
は、昨年各地で起こりましたいろいろな災害にか
んがみまして消防の近代化を促進しなければなら
ない、科学化を促進しなければならぬと思いま
して、消防施設についてもその科学化をはかるべ
く、化学車あるいははしご車、救急車、この三つ
のものを拡充したい、こういうことで、いまお話
のように、来年度二億五千万円、これも三分の一
補助でございしますが、二億五千万円の補助金を新
たに政府予算に計上されたのでございます。これ
はむしろ四十年年度で終わるものではなくて、
数年これを続けてまいりたいと考えております。

○林虎雄君 これはちょっと飛んで恐縮ですけれ
ども、ちょっとしたことですが、今度の消防法の
改正で、十二条ですか、これは権限——権の限
りを権の原にする。この権限の解釈というのは、
われわれは従来ケンゲンというの、この権に限
りだと思っておりましたが、権限というの、初め
て見たのですが、今後ケンゲンというの、国の
ほうの解釈はみな統一して原にすることになるわ
けですか、ちょっとお聞きしたい。

○政府委員(松村清之君) いまおっしゃいました
限りのケンゲンは、役所の権限という場合に、そ
ういう文字を使っております。ここに権限とあ
りますのは、所有権とかあるいは占有権とか、こ
ういった権限ということでございます。これは
従来から第五条にもうございしますが、原とい
うのを書くのが正しいのでございますが、実はこ
れはどういう関係か、いままで御指摘の条文は適
当ではないことが使われておったので、この機
会に直したい、こういうわけでございます。

○林虎雄君 次に、今回危険物を扱われる貯蔵所
等について、危険物規制の合理化をはかるとい
うことで改正案が出たわけですが、その内容

に入る前に、生産調整の点をお聞きしたいと思
います。

近代産業の発展に伴いまして、いままで予想さ
れなかったところの膨大な危険物が生産されてお
るわけであります。また各種産業の原料として
取り扱われておるものであります。この貯蔵所
等の現有設備というものが十分なものではないか
というところが心配されるわけであります。昨年発
生しました勝島の宝組倉庫であります。あの
爆発等においても野積みになっていた硝化綿や倉
庫内の大量なペーメック等のことを考えますと、
現有貯蔵設備というものが、生産に伴わなかった
のではないかと考えられます。また危険物を運ん
で来た船が、港の倉庫に納め切れなくて港に
おいて時を待つという、調査を免がれていると
いう話も聞くわけでありまして、こういう話を聞
きますと、いわゆる高度成長のゆがみから、生産
と貯蔵との保安というもののバランスがとれてい
ないのではないかと。したがって、この危険物の指
定数量をはじめ、貯蔵基準をつくっても、産業の
実態から、はたしてこれらの規制が十分守られて
いくかどうか、まあこういうことが心配されるわ
けであります。生産調整ということ、まあ経済
発展の上で重大な問題であり、まあ消防庁の所管
外のことでしょうけれども、本法の立案に際しま
して、どのような検討をされたか、この点をお聞
きしたいと思っております。

○政府委員(松村清之君) この貯蔵、たとえばま
あ倉庫のような貯蔵所の外に危険物が存置されて
あるということにつきましては、まあお話のよう
なこともございしますが、やはり関係者が法令
を守らないということからきていることも多いと
思います。しかし、お話のように、今日その倉庫
というものを考えてみますと、倉庫というものは
普通の倉庫でも経営がなかなか苦しいようござ
います。まして危険物倉庫となりますと、一そ
うその経営が苦しい。そこで倉庫あるいは危険物
倉庫というものが、需要に追いつかないというこ
とも私は駭然たる事実ではないかと思っております。

うなりますと、これは消防庁としての所管の問題
でございせん、倉庫は運輸省の所管でござい
ますが、私も、倉庫あるいは危険物倉庫について、
何らかこれをふやしていく手を打つべきではない
かと考えておりました。昨年も、港務局長が所管
しておりますので、港務局長にもそういうことを
申し述べたことがございます。まあいろいろな制
約から民間の倉庫経営というものがきわめて困難
な事情であるならば、まあ港務地帯に倉庫は七割
くらいあるわけでございますが、港務管理者とい
いますか、港務所在の地方公共団体あたりで出資
をするとか直接つくるとか、何かそういうことで
ひとつ考えてもらえないかと、こういうことを提
案したこともございします。しかし、これが全部で
はなくして、やはり関係者が法令を守らないで、
むざむざに野積みにして置くということも、私は
これも事実ではないかと思っております。

○林虎雄君 いまお答えいただいたのであります
が、確かに危険物を取り扱う倉庫の経営が容易で
ないことも一つの原因だろうと思っております。この対
策も、これはまあ消防庁だけで解決できないと思
いますけれども、いま政府から提出される予定と
聞いておりますが、特定化学工場保安法案とい
いますか、危険物規制に関するこの法案は、危険物
規制に関する消防法と内容的にいろいろ重複され
るものがあるように聞いておりますが、この法律
案は、今度の国会には提出されないようでありま
すが、消防庁は、今回の消防法の改正を考えられ
た際に、通産省所管のこの法案について、いろい
ろ意見もあったと思うのであります。通産省で
考えております法案の内容、消防庁のそれに対す
る考え方、あるいは法案が出されないことになっ
たかどうか、その点、おわかりでしたら承りたい
と思っております。

○政府委員(松村清之君) 昨年川崎の昭和電工の
爆発を契機といたしまして、まあその他にも各地
でいろいろ災害があったわけでございますが、通
産省は化学工場を対象といたしまして保安につ
いての規制を新しく立法したいという考えで、いま

お話のようなその法案を昨年来準備してきてお
たのでございします。ところがその法案を見
しますと、消防法で規定してありますのと同
じような内容の規定でございします。ただ、消防法
できめてあることを通産省のお考えとして引き抜
いていくような、そういう形の法律でありますた
めに、私も通産省といろいろ話し合いを進め
てきました。最終的には妥結に至らなかったの
でございしますが、逐次話し合いの進展が見られて
おったのでございしますが、他方、この通産省の法
律案につきましては、消防庁よりも労働省がむし
ろ全面的に反対でございまして、そういうふう
に通産、労働、消防と、こういう三つの役所の関係
が錯綜いたしまして、非常にこの法案自体が難航
をいたしておるのが現状でございします。その後通
産省からは何の連絡もございせんが、法律案の
提案の期日というものはもう実は過ぎておるので
ございまして、そういう状況でございしますから、
私は特別な事情でもない限り今国会の提案という
ものは断念をしたのではなからうかと思ってお
りますけれども、確かなところは、現在のところわ
かりません。

○林虎雄君 いまお話のように、通産、労働、消
防の各関係省庁の間で意見が一致しておらないと
いうことで、今度提案がされておるようであり
ますが、次の国会あたりに提案されるような見通
し、感じですか。いかがですか。

○政府委員(松村清之君) これはおそろしく通産省
としてはそういうような方向で進むのではないかと
思いますが、いま申しましたように、消
防庁もさることながら、労働省も全面的な対立関
係にございします。これを政府として調整を
し、一本にまとめるということ、そう簡単にい
かないのではなからうかと思っております。こ
れは将来のことですから、何とも申し上げにくい
と思っております。

○鈴木壽君 ちょっと関連して。
いまの問題ですが、たとえば今度の改正によ
って危険物の施設に保安要員を置くとか、いろい

取り締まりのそういう者を置く、これはそのこと自体はぜひそうしなければならぬと思いますが、根本には、いま林先生から御指摘のあったように、こういう貯蔵施設の施設のものの不備といいますが、あるいは不足あるいは不完全さ、こういうものがあると思ふですね。ですからそういう危険物の貯蔵等において、その施設がいま足りない。倉庫が足りないとか不備だとかいうふうな問題、これはやはりそういうものを取り扱う企業、こういうものにやはり義務づける必要があると思ふんですね、完全なものをやるように。そうではないと、これはいつまでたっても問題は解決をしないので、そこら辺に、何かさきからの通産省なり、あるいは労働省なり、またあなたの方のほうとの話し合い等によって、何か将来私が言ったようなことで問題を取り上げるのかどうか。その点いかがでございますか。

○政府委員(松村清之君) 企業自体は、生産した危険物を貯蔵するそういう貯蔵所等には不足していないと思ひます。その問題は、その企業から出た危険物を需要地へ送る、その中に立つていわゆる倉庫業と申しますか、そういう中間の業に、私がいま申し上げました不足しているという状況があるのじゃないかと思ひます。そこで問題は、生産地から需要地へ運ぶ過程において、倉庫の拡充等が必要なのではないかと思ふのでございまして、これは通産、労働の関係でなくて、むしろ運輸省の關係でございまして、先ほど申しましたように、私も運輸省当局に対して善処方というところをお願いをいたしているような次第でございまして。○鈴木君 そうですね、私の方から取り扱う者、あるいは企業と申したの、いまのあなたが申し上げるようなことも含めて言っているつもりなんです、それはまああとでもう少しお聞きしますが、企業ですね、生産する側の。それについては現在のところ危険物の貯蔵なり取り扱い等については施設の心配ない程度になっている、こういうふうにおっしゃったようですが、それはそのとおりでよろしいのでございまして。

○政府委員(松村清之君) 生産に携わっており、企業自体におきましては、それを需要地に送り出すまでの貯蔵等については、まあ断言はできませんけれども、私はそう心配するようなことはないだろうと考えております。ただ、途中の過程において問題が露出されているのではないかと、こういうふうな考えでおります。

○鈴木君 関連です。私にはあまり……。何かいままで起こった事故ですね、そういうものからいうと、どうも企業内におけるそういう問題に、幾つかの問題があるのではないかと思ふのですが、その点で、もう少し私お聞きしたいと思ひます。それから取り扱ひといいますが、需要地へ至るまでの過程における貯蔵なり取り扱ひの問題、それに対して、私はやはり取り扱ひ者は、ちゃんと危険のないようなものを、設備なりあるいはその他いろいろなものにおいてやらなければいけないと思ふのですが、その点は、私さききの倉庫の問題、いわゆる倉庫業、一般的な倉庫業者というふうなことでなしに考えていかなければいけない問題じゃないだろうかと思ふのですが、その点はいかがでございますか。

○政府委員(松村清之君) 中間の倉庫業者が危険物を保管するについて、いろいろ問題がないわけではないと思ひますが、もっと大きな問題は、先ほどお話が出ておりますような貯蔵能力、収容力と申しますか、そういうことに私はあるというふうなことでございまして、したがって、どこの一方で生産されたものを需要地へ持つていく。その中間に、保管する倉庫と、倉庫の収容力、危険物倉庫の収容力というものを増大させるというところが私は今日の大切な仕事ではないかと考えております。

○鈴木君 その場合に、倉庫の収容力を増大させて、しかも危険のないような、安全な形においてできるような、そういうものをやる。それを一般的な中間の倉庫業者とか何とかいうか、こうでやられることがどうかということなんです。それだけで、はたしていいのかどうかということな

んです。いわゆる一般的な倉庫業者なら、倉庫を一つの自分の企業としてやっていく場合に、いまの危険物だからといって、必ずしもそれだけに集中したような、あるいはその完全を期するようなというものは、なかなかこれはたいへんだと思ふんですね。そこに私はいろいろな問題が出てくる一つの根本的な問題があるんじゃないかと思ふのですが、これはそういうことにおいて、倉庫の収容力という、そのほうの増大をはかると同時に、もっと企業それから需要地まで行くこれは、やはり一つの需要地において一般に売り出すなりあるいは供給するまでの間は、これはやはり一つの企業だと思ふんですね、その中の仕事も、と考えることによって、その企業にもっと責任を持たせ、企業自体でやるんだというところまでいかないと、なかなかこれはたいへんではないだろうかと思ふのですが、たとえば、これはあるいは例がちょっと違うことになるかもしれぬけれども、いまの公害の問題なんか、これは私はあくまでも責任は企業にあるべきだと思ふのですが、それを国なりあるいは地方公共団体なりがいろいろな形で助成することはもちろん必要であるが、やはりそういうものを出さない、公害といわれるようなもの、その原因をつくり出さないことが企業の責任だと思ふのですけれども、そういうような意味で、いまの危険物の中間的な取り扱ひの過程においても、私は、企業それから企業から需要地までの運搬なり、そういう機構の中にあるいろいろなそういうことまで、特にこの問題については責任を持つてやれるようなことをすべきではないだろうか、まあこういうふうな考え方を持っているのですが……。

○政府委員(松村清之君) お話のようなことを実現いたしますには、生産地においてもきちんと貯蔵する倉庫等をつくり、それを利用して事業のところでそれを収容する貯蔵所等をきちんとして、生産者から需要者に直送する。こういうことにでもなれば、私はお話をうかがう趣旨が達成できると思ひますが、これは私もしろう

とでございませうけれども、今日の経済実態からいいますれば、中間に倉庫業というふうなものが所在しまして、その倉庫業が生産者あるいは事業者の委託を受けて物を保管する、こういう経済上の必要性というものが私にはあるのではないかと考えます。そういういたしますものと、やはり中間の倉庫業——危険物倉庫業というものについて、やはりこれを増強していくという方策も私は大事な事柄ではないかと、そういうふうな考えでござい

○鈴木君 関連です。私にはやめますが、もう一つ。それはいまの経済のこういうような仕組みの中で、たとえば製造しているところから、たとえば私なら私が買い取り、どこかに売りつける。それで私が中間において一般の倉庫を利用するといふようなこと、これはいまのやつではあるのです。それだけにまかしておいていまの問題はいいのかというところで、中に立つて私がいまそういうようなことをやる。需要地まで送るまで幾つかのところにためておくとか何とかいうこと、これは私の責任でちゃんとやらなければいけないようなことを、この問題については考えなければいけないのじゃないか。一般の倉庫なり貯蔵所なんというものが——貯蔵所というのがこの場合に当てはまるかどうかわかりません。中間でもいいのです。そういうものを、私が責任を負わなければならない形じゃおかしくないか。取り扱ひものが責任を負ってやれるような、そういうことにしなれば、何か一般の中間の倉庫業者にそういう責任を負わせて、どうのこうのと云つても、なかなかたいへんなことじゃないか。実効のあがないものでないだろうか、こういうことを考えるものでしょうか……。まあそれはいづれまたあとで……。関連でございましてから……。

○林虎雄君 次に聞きたいことは、今回の改正案を見ますと、政令とか、あるいは命令等の内容をゆだねておるところが多いのでありまして、したがって、政令とか命令の内容を伺わないと、どこまで規制するのはきりしないものもある

わけでありました。したがって、政令の内容についてお尋ねしたいと思いますが、この政令については、今後通産省や労働省等とも打ち合わせをしなければはつきりしたことが言えないという事情もあるかもしれませんけれども、消防庁としては、このように考えておられるという、そういう範囲で御説明をいただきたいと思ひます。

まず危険物の関係であります。危険物の保安員を定めて保安業務を行なわせなければならぬ、貯蔵所等の範囲は政令によるとされておられますけれども、危険物を取り扱う施設の規模とか、あるいは危険物を取り扱う工場と、計測管理を行なう作業所とが離れたところにあるとか、いろいろ条件があると思ひます。政令としてはどのようなものを一応考えておられますか。また全国にばらばらとあるとあるということがあります。十五万カ所もあるといわれておられます。この危険物貯蔵所等のうちで、消防庁としては何のぐらいの政令の範囲に取り入れられると考えておられますか。そうしてまた、この場合、保安員の仕事の内容は命令によるとされておられますけれども、命令はどのようなことを考えておられるか、さらに労働基準法の安全管理者等との関係ですね、こういう点をお尋ねしたいと思ひます。

○政府委員(松村清之君) 今回のこの法案におきまして施設の面から生じます災害を防止いたしたために施設保安員というものを置きまして、これらの人々が計器とか安全装置の仕事に当たる、そういうことによつて施設自体から発生する危害を防ぐ、こういう趣旨でございますが、この施設保安員を置きまして危険物施設としては、もちろんこの危険物の種類とか、どの程度の数量を扱っておるかとか、施設の態様がどうであるとか、こういうものを総合してきめなければならぬと思ひます。小さな規模のものにまで全部これを置くということは予定しておりません。そこで、これはいまお話のように、今後法律が成立した時に、関係各省とも十分打ち合わせてやりたいと思ひますが、いま当庁として考えておりますのは、危険物

にこの法律の別表にいろいろな種類がございますが、この全種類について施設保安員というものは置くことにいたしたい。しかし、この数量といひまして、別表にありますが危険物規制の対象になります数量が掲げられておりますが、これを指定数量と申しておりますが、この指定数量の二百倍以上を取り扱っておりますところに限定したい。そういたしますと、全国で十五万ばかり危険物施設の対象があるわけですが、そのうち一万まあ十五分の一となりまして、一万ぐらいを施設保安員を置くところとして予定しております。

それから次に、どういふことをこの保安員がやるかと申しますと、ただいま申しましたように、この施設の設備、装置等の点検整備、保全、補修、まあこういうことを主としてやるわけでございますが、もっと詳しく申し上げますと、この危険物を取り扱う装置、配管、安全弁等の安全装置、換気設備、電気工作物、静電気除去装置等の設備、避雷設備、油の分離装置、そういったいろいろの施設の安全を保つためのいろいろな事柄についてこの施設保安員を当たらせると、そういう考えでおります。

○林虎雄君 次に、この予防規程において市町村長の認可を受けなければならぬ貯蔵所等の範囲も政令で定めることになっております。これはどういふきめ方をなさるおつもりであるのか。保安員を置く場合には、若干違った観点から政令をつくられるように聞いておりますが、この対象施設も保安員の場合より少なくなると聞いております。これに関連してこの際お聞きしたいことは、予防規程というものは、すでに危険物に対する貯蔵や取り扱い等の基準が、法律に基づいてきめてあると思ひます。その上な必要であるか、予防規程というものは、どういふ内容のものを消防庁としては期待しているのか。この点どうでしょう。

○政府委員(松村清之君) 今回法案にございますこの予防規程は、まあいわばそれぞれの危険物施設についての自主的な保安基準でございまして、

この保安基準を自主的に企業の管理者が責任を持ってやると、こういうたてまえでございまして。そこで、いまお話のように、もちろんこの企業の従来者、先ほどの施設保安員を含めた従業員は、この保安予防規程を守るわけでございます。まあいまお話のように現在の法令でも守るべき技行上の基準というものが主として政令等で定められております。しかし、これは危険物に共通します。最大公約的なものをきめてあるのでございまして、やはり危険物の安全を保持しますためには、それ以上に、進んで個々の危険物に対応した個別的な具体的な保安の基準というものが大事ではないかと思ひます。それを自主的にきめると申します。市町村長の許可にかからしておられるわけですが、この個々の危険物施設の自主的な保安基準というものをきめる、こういう趣旨でこの予防規程を設けることにいたしたのでございまして。そこで、これも具体的には政令段階で実施するわけでございまして、現在当庁として考えておりますのは、先ほどの施設保安員と同じように、危険物のいかなる種類を問わず、全種類についてこの予防規程を作成させることにしよう。しかし数量的には百倍、指定数量の百倍以上のものに限定しよう。そういたしますと、この対象数が三万ということになりました。先ほどの施設保安員を置く施設が一万でございますから、これの三倍の該対象になるのでございまして。

○林虎雄君 自衛消防組織を置かなければならぬ事業所ですね。これはどのような事業所であるかというのを政令で定めるようになっております。第十四条の三ですが、この事業所がどのような程度の自衛消防組織を持たなければならぬかというところも政令で書くことになっておりますが、消防庁はどういうお考えを持っておりますか、この点。

○政府委員(松村清之君) この点につきましては現在当庁が考えておりますのは、これは危険物の種類の全種類でございまして、第一類から第六類まで法律に書かれておりますが、そのうち一類、

二類、四類、五類、この四つの種類について、まずこういう消防組織を必要と考へます。そうして先ほども申し上げたと同じようでございますが、そのうち製造所と取り扱い所については指定数量のその千倍以上、貯蔵所につきましては五千倍以上のものについてこういふ消防自衛組織を義務づけようというふうな考へております。そういういたしますと、全国で自衛消防組織を持つ施設というものは大体五百程度になります。

○林虎雄君 この消防設備士の関係の政令について伺いたいと思ひますが、今回の改正によりまして、消防設備士でない者は特定の消防設備等の整備を行なうてはならないということになっております。その内容もまた政令で定めることになっておられるわけですが、すべての防火対象物について、資格のない者は消防用施設等の整備を行なうてはならないのか。また、消防設備等については、現在施行令にその種類が列挙してあるわけですが、そのうちのどの部分を対象とするか、これは簡単でよろしゅうございまして、承りたいと思ひます。

○政府委員(松村清之君) 御指摘の「政令で定めるもの」としましては、現在こういうふうな考へております。まず、工事と整備と二つあるわけでございますが、工事につきましては三つに分けてございまして、一つはスプリンクラー設備、水噴霧消火設備、あわ消火設備、連結送水管というものを第一グループに考へます。それから第二のグループとしては、不燃性ガス消火設備、蒸気性液体消火設備、粉末消火設備、第三が、自動火災報知設備、電気火災警報器という三つの区分で工事については考へていきたい。

整備につきましては四つに分けて考へていて、第一は消火器、第二はスプリンクラー設備、水噴霧消火設備、あわ消火設備、連結送水管、第三は不燃性ガス消火設備、蒸気性液体消火設備、粉末消火設備、第四は自動火災報知設備、電気火災警報器というふうに区分したいと思ひております。

うふうにも考えられますので、この条文は特にこれを改正するまでもなく、現行のまま残しておいても差しつかえない、こういうふうに考えております。

○林虎雄君　災害のときには「指示をすることができる。」こうなっておりますが、おそらくこの今度の改正案における、知事の求めによって消防庁長官が必要と認める場合には応援を求めるわけですが、これは同じ内容じゃないかと思うのです。

ね。おそらく非常事態で、指示するということが、表現を同じにしても、自治権に対していろいろ御配慮になったようですけれども、最初の組織法では「指示」になっておるし、これが「求める」、どこかにしっくりしない点があるような感じがありますが、これは何でありますか、たとえば災害地の府県知事から、消防庁長官が、求めによって他の府県に対して応援を求めると、つまり国の判断によって消防の出動を促すということになるわけですから、その費用は国で負担すべきもののような感じがいたしますけれども、指示ならば命令的に強いから、国は負担するが、求めるから自主的だから負担しないというふうに、国の負担しない一つの言いのがれのような感じがいたすわけですが、このいまいちの点にある表現ですね、災害地の知事から長官に対して要請があつて、そうして特に必要と認めた長官は他の府県知事に対して応援を求める、この場合には、いま申し上げたように国の意思、判断によって出動させるわけでありまして、この費用の点については、国は考へていいような気がしますが、この点のようなお考えですか。

○政府委員(松村清之君) この消防についての費用負担は、現行の消防組織法にも明記してございますように、市町村がこれを負担するのが原則でございます。したがって、このような応援を国が求めて、それによって応援に出たその費用についても、原則としては応援を受けた市町村の負担であると考えてございまして、もちろんこの応援によって生じた費用というものは、きわめて内容がむずかしいでございますが、直接その応援を原因として生じた費用、たとえば派遣した職員の旅費とか宿泊費、これは当然応援を受けたところの負担であると思ひます。けれどもその職員の俸給というふうなものにつきましては、これはその人の身分の属している市町村の負担であるというふうに考えられます。しかし、いづれにいたしましても、この応援を受けたその費用の負担というものは、これはお互いの協議によってきめると

いうのが原則になっております。したがって、その協議によりましてどの程度どちらが負担するということがきまるわけですが、その考え方としては、特殊な事情がなければ、私がいま申しましたようなことになると思ひます。しかし、個々具体的にいろいろある間の、市町村相互間には、平素からいろいろ特殊な関係がございまして、これはその個々の協議によっていかようにもきめてしかるべきだと思ひます。これが私は原則的な考え方だと思ひますが、ただ、災害が非常に大きくて応援の費用というものが非常にかつた、まあその応援の費用というものを応援を受けた市町村がこれを全部負担するということが不適当だ、あるいは実際にも負担し切れない、こういう状態でありました場合には、私は、この応援を受けた市町村が負担すべき費用につきまして、県が補助するとか、あるいは国が補助する、こういうことが考えられると思ひます。

○林虎雄君 いまの点ですね、市町村、当然出動した人の給与とかそういうものは予算にあるわけですが、そのほかの費用、まあ応援を受けた地方において負担するものもありましようし、負担し切れないものもあると思ひます。それがまた市町村ではそうした応援をしたための予算以外の負担ですね、そういうものに対して、国が見る、県が見る、どちらでもいいですけれども、この点を明らかにしておく必要がないかどうか。災害対策基本法では、市町村の費用を負担させることが困難な場合には国または府県が費用の全部または一部を負担する、そういう規定があるのであります。が、こういう規定を今回の改正のときにも同じように明らかにする必要があるような気がいたしますが、この点どうですか。

○政府委員(松村清之君) ただいま申しましたように、応援を受けた市町村が当該経費を負担することが困難だ、不適当だということには、これに対して国が何ぶんの補助をするということ、私は、私必要だろと思ひます。ただ近年、政府の方針をいたしまして、この補助というものにつ

いては法令に根拠を設けない予算措置としてやる、こういう方針でございまして、この補助も幾ら補助するという具体的なものなら別でございしますが、ここで出てきますように予測のつかないような、ただ補助をすることができるといふようなことは、法令の上で規定しないという方針でございまして、今回の改正案には、これを取り上げることができなかったでございまして。

○林虎雄君 だいたいいろいろ質問いたして何ですが、市町村の消防の拡充強化については、消防庁も常に努力をされておると思ひますが、御承知のように市町村財政は最近一そう困難な状態になっておるように見受けられますし、消防の施設とか、消防の任務の重要でありますことは、最近の火災事例あるいは災害の事例等から、ますます重要でありますので、さらに消防庁はがんばっていただいても、もっと国が補助、設備近代化の関係あるいは前に申し上げました常備消防といひますか、専門職の消防の強化という点に、もっと力を入れていただきたい、これは希望としてつけ加えまして、質問を終わります。

○委員長(天坊裕彦君) 本案についての本日の審査はこの程度にいたしまして、次回は三月二十三日火曜日午前十時に開会の予定でございまして。本日はこれにて散会いたします。

午後零時二十分散会

三月十七日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に関する法律案

新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に関する法律案
新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に関する法律

(趣旨)

第一条 この法律は、新産業都市建設促進法(昭和三十七年法律第十七号)第十条の規定に基づいて内閣総理大臣が承認した新産業都市建設基本計画又は工業整備特別地域整備促進法(昭和三十九年法律第四十六号)第三条の規定に基づいて内閣総理大臣が承認した工業整備特別地域整備基本計画を達成するために必要な国の財政上の特別措置について規定するものとする。

(地方債の利子補給)

第二条 国は、新産業都市建設基本計画又は工業整備特別地域整備基本計画に基づいて関係都道府県が国から負担金若しくは補助金の交付を受けて行ない、又は国が関係都道府県に負担金を課して行ない事業のうち、次に掲げる施設の整備に係る事業(災害復旧に係るものを除く)で政令で定めるものについて、政令で定めるところにより当該事業の種類ごとに算定した当該都道府県の通常の負担額をこえる負担額の支出の財源に充てるものとして、昭和四十年から昭和五十年までの各年度において、当該都道府県が発行を許可された地方債で利率が年三分五厘をこえるものにつき、年四分五厘の率を乗じて得た額を限度として、昭和四十年から昭和五十五年までの各年度において、当該地方債の当該年度分の利子支払額のうち、利率を年三分五厘として計算して得た額をこえる部分に相当する金額を当該都道府県に補給するものとする。

一 住宅

二 道路、港湾等の輸送施設

三 その他政令で定める主要な施設

(国の負担割合の特例)

第三条 新産業都市建設基本計画又は工業整備特別地域整備基本計画に基づいて昭和四十年から昭和五十年までの各年度において関係市町村が国から負担金若しくは補助金の交付を受けて行ない、又は国が関係市町村に負担金を課して行ない事業のうち、次に掲げる施設の整備に

係る事業（災害復旧に係るもの、当該事業に係る経費の全額を国が負担するもの及び当該事業に係る経費を当該市町村が負担しないものを除く。）で政令で定めるもの（以下「特定事業」という。）に係る経費に対する国の負担又は補助の割合（以下「国の負担割合」という。）は、次条に定めるところにより算定するものとする。

三 下水道
四 教育施設及び厚生施設
五 その他政令で定める主要な施設
第四条 特定事業に係る経費に対する国の負担割合は、関係市町村ごとに当該特定事業に係る経費に対する通常の国の負担割合に次の式により算定した数（小数点以下二位未満は、切り上げるものとする。以下「引上率」という。）を乗じて算定するものとする。

$$\frac{1 + 0.25 \times \frac{\text{当該市町村の標準負担額}}{\text{当該市町村の標準負担額をこえるその2倍に達するまでの額}}}{0.75 + 0.25 \times \frac{0.72 - 0.72}{0.72 - 0.72}} \times \frac{\text{当該市町村の財政力指数}}{\text{当該市町村の財政力指数が0.72をこえるときは0.72をこえるその2倍に達するまでの額の財政力指数が当該市町村の財政力指数であるものとする}}$$

2 前項の式において「当該市町村の標準負担額」とは、当該市町村の当該年度の地方交付税法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第十条の規定により算定した普通交付税の額、同法第十四条の規定により算定した基準財政収入額から同条の規定により算定した特別とん課与税の収入見込額を控除した額の七十五分の百に相当する額及び当該特別とん課与税の収入見込額の合算額の百分の十に相当する額をいい、「財政力指数」とは、同法第十四条の規定により算定した基準財政収入額を同法第十一条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値で当該年度前三年度内の各年度に係るものを合算したものの三分の一の数値をいう。

二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう。）並びに関係都道府県知事及び関係市町村長に通知するものとする。

第五条 関係市町村であつて地方財政再建促進特別措置法（昭和三十三年法律第九十五号）第三

条第四項に規定する財政再建団体であるものに係る特定事業のうち、当該特定事業に係る経費について同法第十七条の規定により算定した国の負担割合（以下この項において「地方財政再建促進特別措置法による国の負担割合」という。）が当該特定事業に係る経費について前条の規定により算定した国の負担割合（以下この項において「この法律による国の負担割合」という。）をこえるものについては、同条の規定にかかわらず、地方財政再建促進特別措置法第十七条の規定を適用し、地方財政再建促進特別措置法による国の負担割合がこの法律による国の負担割合をこえないものについては、地方財政再建促進特別措置法第十七条の規定にかかわらず、前条の規定を適用する。

3 第一項の規定を適用した場合において、関係市町村の負担割合が百分の二十未満となるときは、同項の規定にかかわらず、当該特定事業に係る経費に対する関係市町村の負担割合が百分の二十となるように国の負担割合を定める。

4 自治大臣は、第一項に規定する引上率を算定し、特定事業に係る事務を所掌する各省各庁の長（財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第

二 道路、港灣等の輸送施設

一号に掲げる国の負担割合が第二号に掲げる国の負担割合をこえるものについては、第一号に掲げる国の負担割合により算定した額に相当する額を、第一号に掲げる国の負担割合が第二号に掲げる国の負担割合をこえないものについては、第二号に掲げる国の負担割合により算定した額に相当する額を負担し又は補助するものとする。

一 北海道の区域以外の区域における当該特定事業に相当する事業に係る経費に対する通常の国の負担割合に前条第一項の規定により当該市町村について算定した引上率を乗じて得た国の負担割合

二 北海道の区域における当該特定事業に係る経費に対する通常の国の負担割合

3 前条第三項の規定は、前項第一号に掲げる国の負担割合を算定する場合について準用する。

4 前条第四項の規定は、国が第二項の規定により同項第一号に掲げる国の負担割合により算定した額に相当する額を負担し又は補助することとなる場合について準用する。この場合において、「各省各庁の長（財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう。）及び北海道開発庁長官」と読み替へるものとする。

（港灣局）

第六条 港灣法（昭和二十五年法律第二百一十八号）第四條第一項の規定による港灣局は、この法律の適用については地方公共団体とみなす。

（政令への委任）

第七条 第二条の規定による利子の補給及び第三条又は第五条第二項の規定により通常の国の負担割合をこえて国が負担し又は補助することとなる額の交付、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十四條第一項の規定による一部事務組合及び同法第二百九十八條第一項の規定による地方開発事業団並びに港灣局の行

なり事業についてこの法律を適用するために必要な事項その他この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

附則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

（適用）

2 第三条、第四条及び第五条第二項並びに附則第四項の規定による改正後の後進地域の開発に關する公共事業に係る国の負担割合の特例に關する法律（昭和三十六年法律百二十二号）第二条の規定は、昭和四十年年度分の予算に係る国の負担金又は補助金から適用し、昭和三十九年度分の予算に係る国の負担金又は補助金で翌年度に繰り越したもののについては、なお従前の例による。

（自治省設置法の一部改正）

3 自治省設置法（昭和二十七年法律第二百六十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第十三号の三の次に次の一号を加える。

十三の四 新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に關する法律（昭和四十年法律第 号）の施行に關する事務を行なうこと。

第十二条中第十五号を第十六号とし、第十四号の次に次の一号を加える。

十五 新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に關する法律の施行に關すること。

（後進地域の開発に關する公共事業に係る国の負担割合の特例に關する法律の一部改正）

4 後進地域の開発に關する公共事業に係る国の負担割合の特例に關する法律の一部を次のように改正する。

第二条第二項第十号を次のように改める。

十 空港

第二条第二項に次の一号を加える。

十一 農地及び農業用施設

昭和四十年三月二十六日印刷

昭和四十年三月二十七日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局